

訓子府町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

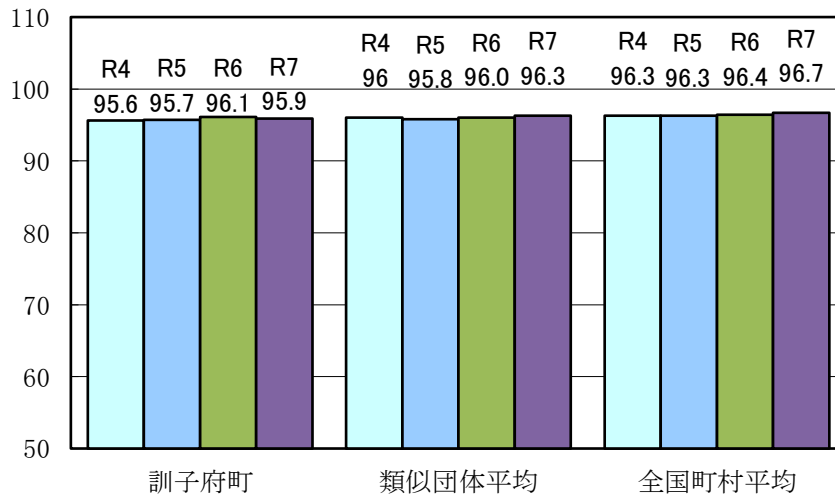
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	4,448 人	5,341,325 千円	168,774 千円	1,048,193 千円	19.6 %	19.6 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	[参考] 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	95 人	339,707 千円	48,759 千円	138,763 千円	527,229 千円	5,550 千円	5,732 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 国に準拠し、初号近辺の号給をカット及び初号の給料月額の上上げ実施。(国の8級以上に相当する級がないため、重なるの解消は実施せず)

② その他の見直し内容

国と同様に扶養手当、通勤手当等について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
訓子府町	40.6 歳	308,822 円	343,310 円	344,775 円
北海道	42.4 歳	327,900 円	397,258 円	371,498 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	— 円
類似 団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
訓子府町	38.7 歳	301,238 円	328,107 円	319,769 円
北海道	45.1 歳	382,400 円	432,939 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似 団体	41.2 歳	297,331 円	323,985 円	— 円

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
訓子府町	46.4 歳	345,167 円	362,478 円	364,603 円
都道府県	40.4 歳	327,209 円	400,599 円	356,924 円
国	48.2 歳	333,346 円	375,323 円	— 円
類似 団体	44.6 歳	317,119 円	364,497 円	336,670 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		訓子府町	北海道	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	183,500 円	188,000 円	－ 円
教育職	大学卒	220,000 円	246,300 円	－ 円
看護・保健職	大学卒	220,000 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

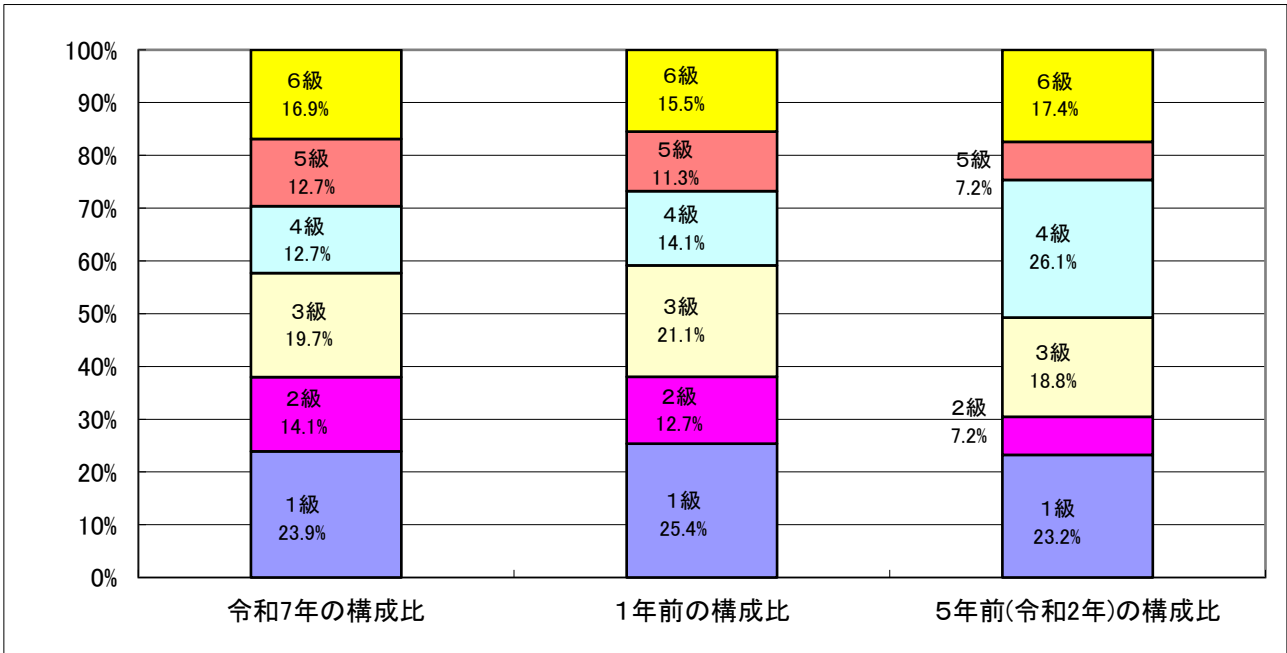
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,200 円	－ 円	－ 円	396,467 円
	短大卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高校卒	230,000 円	－ 円	313,000 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

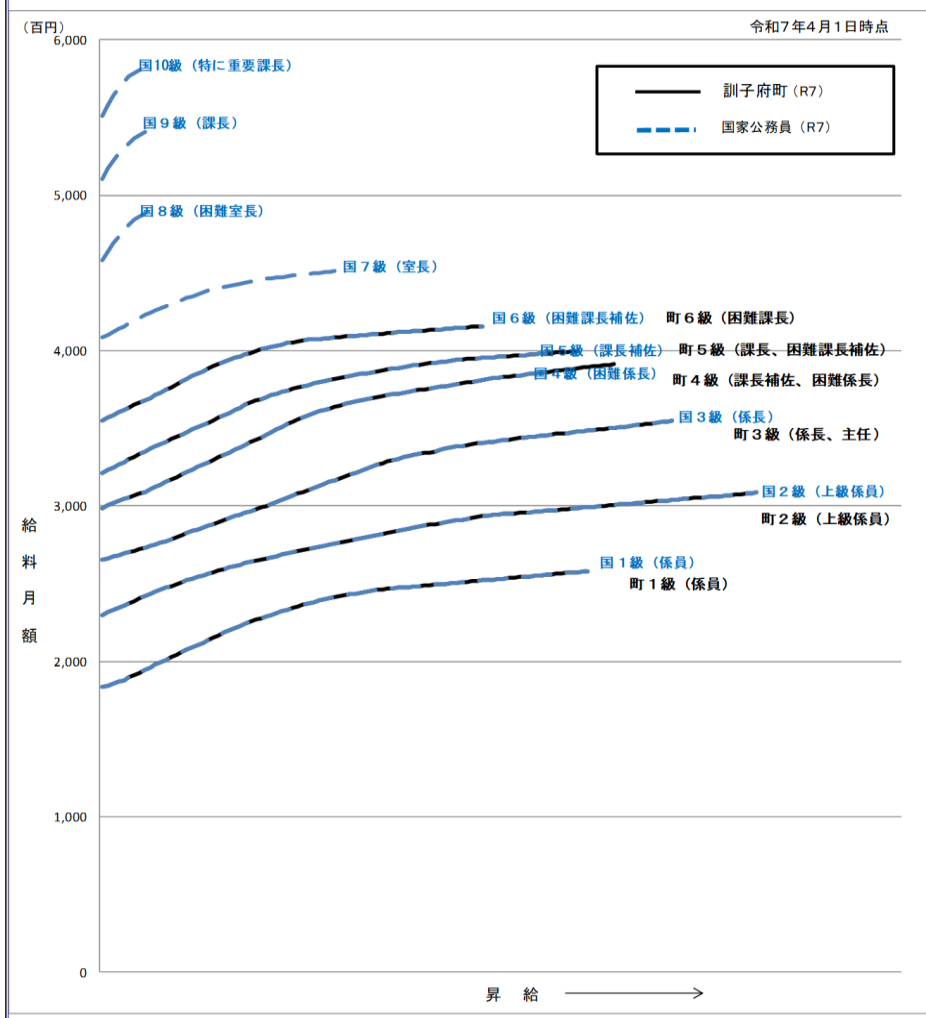
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	係の職務	17人	23.9%	183,500円	258,100円
2 級	係の職務で相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	10人	14.1%	230,000円	308,500円
3 級	1 係長、主査の職務（以下「係長等」という。） 2 主任の職務	14人	19.7%	261,300円	354,700円
4 級	1 課長補佐、室次長、主幹、主任技師、施設の次長及び事務局次長の職務（以下「課長補佐」という。） 2 係長等の職務で相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	9人	12.7%	287,300円	391,400円
5 級	1 課長、会計管理者、室長、技術長、業務監、施設の長及び事務局長の職務（以下「課長等」という。） 2 課長補佐等の職務で相当高度な知識及び経験を必要とする業務を行う職務	9人	12.7%	309,800円	399,800円
6 級	課長等の職務で相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	16.9%	335,000円	415,700円

- (注) 1 訓子府町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

訓子府町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,472 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

訓子府町			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～30%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在) 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		15 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		14,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		4.00 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R6年度)	左記職員に対する支給単価
感染症作業手当	感染症が発生し、若しくは発生するおそれのある場合感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業に従事した職員	感染症が発生し、若しくは発生するおそれのある場合感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業	0 千円	日額1,000円
火葬取扱手当	町民課職員	職員が火葬施設を操作し、屍体及び嬰の火葬作業に従事した場合	0 千円	1件屍体1,500円 1件嬰1,000円
野犬等処理手当	町民課職員	職員が野犬その他小動物の捕獲及び死骸等の処理作業に従事した場合	15 千円	日額500円
病死等取扱手当	職員が行旅病死等の人等の死体の収容取扱に従事した場合	職員が行旅病死等の人等の死体の収容取扱に従事した場合	0 千円	1件5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	12,641 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	167 千円
支給実績(令和5年度決算)	10,039 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	143 千円

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	8,607 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	93,548 円	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	世帯主等の区分	支給額(月額)
	扶養親族のある世帯主	29,400 円
	その他の世帯主	16,200 円
	その他	11,500 円

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者・父母等6.5千円、子10千円、16～22才まで5千円加算	同		6,907 千円	238,173 円
住居手当	・月額24千円以下=13千円を控除した額・24千円以上=24千円を控除した額の2分の1(17千円限度)に11千円を加算した額・自己の所有する住宅=7千円	異	自己の所有する住宅=7千円(国は無し)	9,169 千円	152,812 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で自動車、その他交通用具、交通機関等を利用しその運賃を負担している者。定期券利用者は最長6月範囲内を1月の単価として。自動車等は通勤距離に応じ2,000～24,500円の範囲。	同		778 千円	51,994 円
管理職手当	課長職等=43,000円～45,000円 課長補佐職等=29,000円～31,000円	同		10,740 千円	488,182 円
宿日直手当	宿日直を命じられた職員	同		467 千円	6,663 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	730,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	610,000 円	846,800 円 / 528,000 円	
報酬	議 長	279,000 円	400,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	219,000 円	314,000 円 / 130,000 円	
	議 員	185,000 円	290,000 円 / 109,000 円	
期末手当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副町長	4.60	月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長 委 員 長 議 員	46.00	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×5.126月×4年	任期毎	
		給料月額×3.234月×4年	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

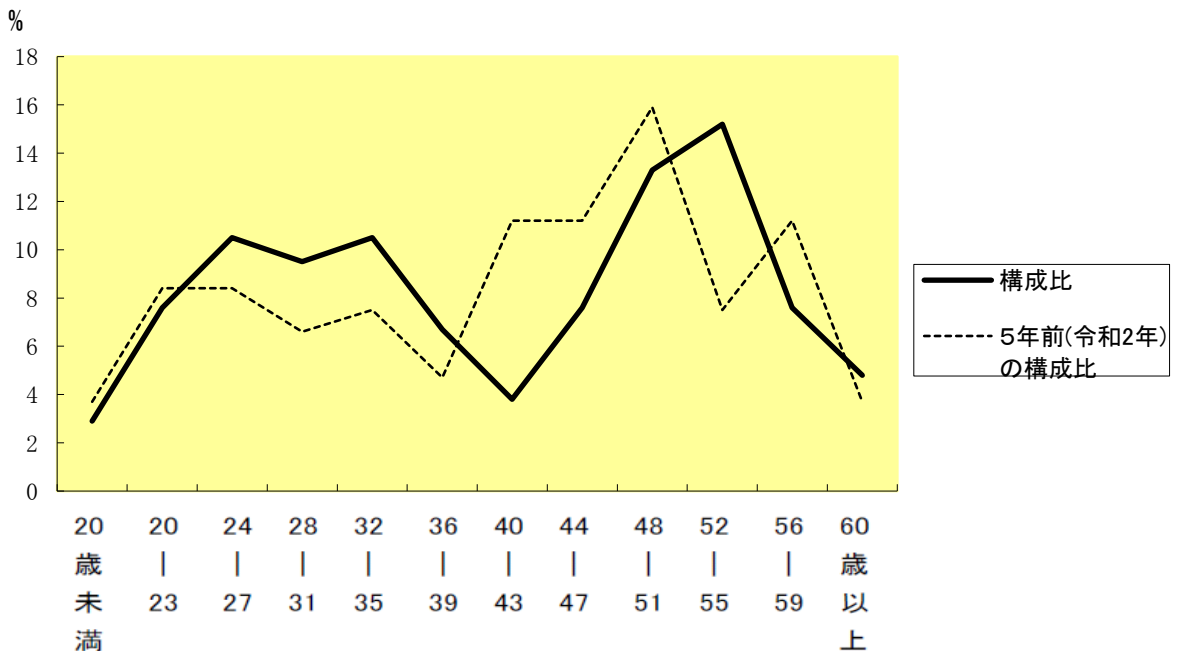
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	事務執行体制の見直し 事務執行体制の見直し
		総 務	31	31	0	
		税 務	3	3	0	
		農林水産	9	9	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	4	4	0	
		民 生	12	13	1	
		衛 生	7	8	1	
	小 計	72	74	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 166.37人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.64人)	
	教 育	23	22	△ 1	事務執行体制の見直し	
小 計	95	96	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 215.83人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 244.85人)		
公営企業計等部門	水 道	4	4	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	9	9	0		
合 計		104 [121]	105 [121]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 236.06人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	8人	11人	10人	11人	7人	4人	8人	14人	16人	8人	5人	105人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	71人	68人	70人	69人	72人	74人	3人 (104.2%)
教育	25人	26人	25人	24人	23人	22人	△3人 (88.0%)
普通会計計	96人	94人	95人	93人	95人	96人	0人 (100.0%)
公営企業等会計	11人	11人	10人	10人	9人	9人	△2人 (81.8%)
総合計	107人	105人	105人	103人	104人	105人	△2人 (98.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併後の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	201,002 千円	-42,378 千円	21,489 千円	10.7 %	13.9 %

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	[参考] 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	4人	14,840 千円	2,490 千円	4,159 千円	21,489 千円	5,372 千円	6,317 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 1 (4) を参照

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
訓 子 府 町	39.4 歳	317,075 円	493,812 円
団 体 平 均	41.2 歳	315,769 円	465,537 円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 基本給は、給料・扶養手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

訓子府町		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,517 千円		1,472 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～10%		・役職加算 5～10%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

訓子府町			(一般行政職・団体平均等)		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	2～30%加算			2～30%加算	

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 支給なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	603 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	302 千円
支給実績(令和5年度決算)	402 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	201 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	343 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	85,750 円	
一般行政職と異なる制度がある場合はその内容と、一般行政職の制度を上回る場合はその理由	世帯主等の区分	支給額(月額)
	扶養親族のある世帯主	29,400 円
	その他の世帯主	16,200 円
	その他	11,500 円

キ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等6.5千円、子10千円、16～22才まで5千円加算	同		120 千円	120,000 円
住居手当	・月額24千円以下=13千円を控除した額・24千円以上=24千円を控除した額の2分の1(17千円限度)に11千円を加算した額・自己の所有する住宅=7千円	同		474 千円	237,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で自動車、その他交通用具、交通機関等を利用しその運賃を負担している者。定期券利用者は最長6月範囲内を1月の単価として。自動車等は通勤距離に応じ2,000～24,500円の範囲。	同		24 千円	24,000 円
管理職手当	課長職等=43,000円～45,000円 課長補佐職等=29,000円～31,000円	同		894 千円	447,000 円
宿日直手当	宿日直を命じられた職員	同		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	244,343 千円	21,360 千円	5,336 千円	2.2 %	— %

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	[参考] 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	1 人	3,740 千円	574 千円	1,022 千円	5,336 千円	5,336 千円	6,188 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 1 (4) を参照

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
訓子府町	42.3 歳	315,400 円	490,859 円
団体平均	41.2 歳	315,769 円	465,537 円
事業者	歳		円

- (注) 1 基本給は、給料・扶養手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

訓子府町		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,500 千円		1,472 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～10%		・役職加算 5～10%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

訓子府町			(一般行政職・団体平均等)		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.277075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	2～30%加算			2～30%加算	

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 支給なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	514 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	514 千円
支給実績(令和5年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	— 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	81 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	81,000 円	
一般行政職と異なる制度がある場合はその内容と、一般行政職の制度を上回る場合はその理由	世帯主等の区分	支給額（月額）
	扶養親族のある世帯主	29,400 円
	その他の世帯主	16,200 円
	その他	11,500 円

キ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等6.5千円、子10千円、16～22才まで5千円加算	同		0 千円	－ 円
住居手当	・月額24千円以下=13千円を控除した額・24千円以上=24千円を控除した額の2分の1(17千円限度)に11千円を加算した額・自己の所有する住宅=7千円	同		0 千円	－ 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で自動車、その他交通用具、交通機関等を利用しその運賃を負担している者。定期券利用者は最長6月範囲内を1月の単価として。自動車等は通勤距離に応じ2,000～24,500円の範囲。	同		0 千円	－ 円
管理職手当	課長職等=43,000円～45,000円 課長補佐職等=29,000円～31,000円	同		0 千円	－ 円
宿日直手当	宿日直を命じられた職員	同		0 千円	－ 円

8 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階
1 級	係の職務	18	17.1	主事 16 社会教育主事補 1 保育教諭 1	51	48.6	係員級
2 級	係の職務で相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	22	21.0	主事 13 技師 1 保健師 1 保育教諭 3 管理栄養士 1 司書 1 社会福祉士 1 放課後児童支援員 1			
3 級	1 主任の職務 2 係長、主査の職務(以下「係長等」という。)	20	19.0	主任 11 主査 2 係長 7			
4 級	1 係長等の職務で相当高度な知識又は経験 を必要とする業務を行う職務 2 課長補佐、室次長、主幹、主任技師、施設 の次長(副園長を含む。)及び事務局次長の 職務(以下「課長補佐」という。)	21	20.0	主査 4 係長 16 課長補佐 1			
5 級	1 課長補佐等の職務で相当高度な知識及び 経験を必要とする業務を行う職務 2 教育次長、課長、会計管理者、室長、技術 長、業務監、施設の長及び事務局長の職務 (以下「課長等」という。)	11	10.5	主幹 1 次長 1 課長補佐 6 室長 2 課長 1	9	8.6	課長補佐級
6 級	課長等の職務で相当高度な知識又は経験を 必要とする業務を行う職務	13	12.4	教育次長 1 課長 9 会計管理者 1 事務局長 2	16	15.2	課長級
合 計		105	100.0		105	100	